

☆ 農業指導情報 ☆

第 4 号	能代市農業総合指導センター
発行 平成21年11月 6日	能代市農林水産課 ☎89-2183
	ニツ井地域環境産業課 ☎73-4500

大豆、加工用米、米粉用米、飼料用米の取組に助成があります

21年度に大豆、加工用米、米粉用米、飼料用米を生産、出荷し下記の取組に参加する農業者に国からの支援（需要即応型生産流通体制緊急整備事業）があります。

○助成対象者：生産調整実施者（集荷円滑化対策加入者）で活動に参加する農業者
○対象作物：大豆、加工用米、米粉用米、飼料用米

○取組内容・助成額

※助成を受けるには、全農、全集連の系統の集荷業者に出荷していることが必要です。

大豆・・・全農、全集連が実施する①～③の取組に参加した場合は、
最大15,000円/10a（1つにつき5,000円/10a）

- ①実需者団体とのマッチング対策の強化
- ②実需者の品質要望への統一的生産等対応基準の整理と徹底
- ③残留農薬検査結果を利用した生産指導

加工用米・・・全農、全集連が実施する①、②に参加し、農業者が③を実施した場合は、最大15,000円/10a（1つにつき5,000円/10a）

- ①実需者団体とのマッチング対策
- ②変形加工品および酒造用精米の包装資材、出荷伝票類に産地表記
- ③冬期畦畔除草（この取組を実施する農業者は、作業日誌と写真の提出が必要となります）

米粉用米・・・全農が実施する①、③に参加し、農業者が②を実施する場合は、
最大25,000円/10a

- ①生産者と実需者とマッチング対策
- ②混入防止等対策（主食用米との区分出荷：書類、現地確認必要）
- ③効率的な流通体制の整備

飼料用米・・・全農が実施する①、③に参加し、農業者が②を実施する場合は、
最大25,000円/10a

- ①生産者と実需者とマッチング対策
- ②混入防止等対策（主食用米との区分出荷：書類、現地確認必要）
- ③効率的な流通体制の整備

○手続き・・・後日、能代市水田農業推進協議会から参加申請書等を対象となりうる農業者に送付する予定です。必要な事項を記入のうえ提出していただくこととなります。

◎加工用米の助成を受ける方は、 冬期畦畔除草を行いましょう。

害虫の越冬を防止するために冬期畦畔除草を行いましょう。越冬害虫を撲滅し、品質向上に向けて取り組みましょう。

※ 左記の事業の加工用米助成（最大15,000円/10a）を受けるためには、冬期畦畔除草に取り組み必要があります。
（取り組めない場合は10,000円/10a）

この助成を受けるためには、作業日誌、除草したことがわかる写真を水田農業推進協議会に提出していただくこととなります。必要な様式等は、後日、協議会から配付されます。

お問い合わせは

- ◎能代市水田農業推進協議会
事務局 JAあきた白神営農企画課 55-0777
- ◎能代市農林水産課農業水産係 89-2183
- ◎ニツ井地域環境産業課農林商工業係 73-4500

※ うら面もご覧ください

荒れている農地をフル活用して 地域を元気にしよう！

引き受け手が行う耕作放棄地の再生や土づくり等の取り組みに対し、国と県の支援（耕作放棄地再生利用緊急対策）があります。ご利用希望の方は、ぜひご相談ください。

耕作放棄地再生利用緊急対策の概要

- (1) 再生利用活動（貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取り組み）※1
- ①再生作業（障害物除去、深耕、整地、家畜による刈払等）※1
助成額 a 再生作業に係る経費が、10a当たり6万円以上10万円未満の場合
4万5千円/10a（国3万円、県1万5千円）
b 再生作業に係る経費が、10万円以上の場合
7万5千円/10a（国5万円、県2万5千円）
- ②土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）※2
助成額 2万5千円/10a（最大2年間）
- ③営農定着（作物の作付）※2
助成額 2万5千円/10a（1年間）

- ※1 賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業委託等によって耕作する者を確保して、又はその見通しをもって行う農地の再生作業を支援します。
- ※2 所有者が自助努力によって再生作業が行われた場合は、所有者が営農を再開する場合も含めて、土壌改良と営農定着を支援します。

(2) 施設等補完整備

用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等の整備

補助率 1/2

注意 助成を受ける耕作放棄地が水田の場合、同じ年度において生産調整関係等の助成金を受けないことはできません。

お問い合わせ 能代市耕作放棄地対策協議会
事務局 農林水産課 TEL 89-2183

能代市耕作放棄地対策協議会では、「ふるさと雇用対策事業」を活用し
不作付け水田（保安全管理）の荒廃度調査を行っております。
現場でお見かけの際は、よろしくご協力お願いします。

“今こそチャレンジ” 農業夢プラン応援事業の 平成22年度分の要望調査を行います

- 対象者：複合経営に取り組む認定農業者、集落営農組織等
- 対象機械：下記作物用の機械・施設
- ◎認定農業者
- ・水稲…直播機
 - ・野菜（ねぎ、アスパラガス、トマト、キャベツ、うど、みょうが、そば等）、花き、葉だば
 - ・畜産（肉用牛）…厩舎、管理機、防除機、播種機、収穫機、選別機等
 - ・畜産（比内地鶏）…飼養管理施設、給水機、給餌機、ヒーター等
 - ・加工、直売所等…製粉機、製パン機、加工用機械等
- ◎農業法人・集落営農組織など
- ・水稲、大豆、麦…田植機、トラクター、管理機、防除機、コンバイン、播種機等
 - ・野菜（ねぎ、アスパラガス、トマト、キャベツ、うど、みょうが、そば等）、花き、葉だば
 - ・畜産（肉用牛）…厩舎、管理機、防除機、播種機、収穫機、選別機等
 - ・畜産（比内地鶏）…飼養管理施設、給水機、給餌機、ヒーター等
 - ・加工、直売所等…製粉機、製パン機、加工用機械等
- ※稲作機械（田植機、コンバイン等）の導入は、設立1年以内の集落型農業法人に限りません。

※「夢プラン」では、補助対象の下限事業費（機械の購入価格）は30万円（消費税抜き）です。補助率は県1/3ですが、市でも1/10の助成を行います。

◎提出期限

11月20日（金）までに導入したい機械などの見積書とカタログをご持参のうえ、農林水産課、環境産業課までお越し下さい。（期限厳守でお願い致します。）

◎今回の要望調査は、来年度の予算編成の基礎資料とするものであり、必ずしも事業の採択を約束するものではないことにご留意ください。

ご不明な点などございましたら下記までご連絡下さい

申込・問い合わせ先…農林水産課農業水産係
電話 89-2183（直通）
環境産業課農業商工係
電話 73-4500（直通）